第十四条中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十二号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令

内閣は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第三項第一号及び第十一条並びに林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（生産事業者団体等の範囲等）

第一条　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項第一号に規定する生産事業者団体等として政令で定める者は、森林組合及び森林組合連合会並びにこれらの子会社（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百十条第三項に規定する子会社をいい、同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。次項において同じ。）とする。

2　法第二条第三項第一号に規定する種穂の主たる配布先として政令で定める者は、生産事業者団体等が森林組合又は森林組合連合会の子会社である場合における当該森林組合又は当該森林組合連合会の会員である森林組合の組合員とする。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第二条　法第十一条第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2　法第十一条第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例）

第三条　法第十一条第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令の廃止）

第一条　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成五年政令第二百二十号）は、廃止する。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証」を削る。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

（経済産業省組織令の一部改正）

第四条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四条第十号を削る。

（国土交通省組織令の一部改正）

第五条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十条第六号を削る。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」を「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三